

了鳥取県公報

平成13年3月28日(水) 号外第32号

每週火:金曜日発行

目 次

規 鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則(税務課)......1 鳥取県税条例第8条第3項の規定に基づく自動車税に係る課税地の指定等の一部改正

— 公布された規則のあらまし —

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 鳥取県税条例の全部改正に伴う所要の改正を行うこととした。
- 2 徴税吏員の任命における職務の級等による制限を廃止することとした。(第1条関係)
- 3 納税証明書の交付手数料を徴収しないこととしている融資制度について、新たに創設された融資制度等 を加え ることとした。(第4条関係)
- 4 収納代理郵便官署において、自動車税及び個人事業税の自動払込みができることになったことに伴う改 正を行 うこととした。(第14条の2関係)
- 5 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 6 この規則は、公布の日から施行することとした。ただし、4は、平成13年4月1日から施行することと した。

規 則

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成13年3月28日

鳥取県知事 片

鳥取県規則第15号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県税条例施行規則(昭和35年鳥取県規則第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下この条において「移動条等」という。) に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下この条において「移動後条等」 という。) が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在

しない場合には、当該移動条等(以下この条において「削除条等」という。)を削り、移動後条等に対応する 移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等(以下この条において「追加条等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条及び号の表示、削除条等並びに様式の表示を除く。以下この 条において「改正部分」という。) に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条及び号の表示、追 加条等並びに様式の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改 正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、 改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下この条において「移動様式」という。)に対 応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式(以下この条において「移動後様式」という。) が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動様式に対応する移動後様式が存在しない場合 には、当該移動様式を削り、移動後様式に対応する移動様式が存在しない場合には、当該移動後様式を加える。

> 改 正 後

(徴税吏員)

- 第1条 次に掲げる者は、鳥取県税条例(平成13年鳥取 県条例第 号。以下「条例」という。)第2条第1号 に規定する徴税吏員を命ぜられたものとする。
 - (1) 総務部税務課に勤務する県の吏員(臨時的任用 職員及び非常勤職員を除く。)
 - (2) 県税事務所に勤務する県の吏員(臨時的任用職 員及び非常勤職員を除く。)

(納付書等)

- 第 2 条の 2 条例第 2 条第 1 項第10号から第12号までの 規定による納付書等は、次に定める様式によるものと する。
 - (1) 条例第2条第1項第10号の納付書
 - ア 普通徴収に係る場合 第1号様式から第1号様 式の3まで、第1号様式の6及び第5号様式の2 第1号様式の2、第1 イ 申告納付に係る場合 号様式の6、第5号様式の2及び第61号様式
 - (2) 条例第2条第1項第11号の納入書 第1号様式 の2、第1号様式の6、第5号様式の2及び第61号 様式
 - (3) 条例第2条第1項第12号の納税通知書 第1 号様式の3

孕 īF 前

(徴税吏員)

- 第1条 次の各号に掲げる者は、鳥取県税条例(昭和29 年5月鳥取県条例第26号。以下「条例」という。)第 2条第1号に規定する徴税吏員を命ぜられたものとす る.
 - (1) 総務部税務課又は県税事務所に勤務し、税務事 務にたずさわる事務吏員のうち、職員の給与に関す る条例(昭和26年2月鳥取県条例第3号)第3条第 1項第1号に規定する行政職給料表(以下「行政職 給料表」という。) による 2級以上の職務にある者
 - (2) 総務部税務課又は県税事務所に勤務し、税務事 務にたずさわる事務吏員のうち、行政職給料表によ る1級の職務にある者で、知事が別に定める基準に 該当するもの(採用1年以上、かつ20歳以上)

(納付書等)

- 第2条の2 条例第2条第3号から第5号までの規定に よる納付書等は、次の各号に定める様式によるものと する。
 - (1) 条例第2条第3号の納付書
 - ア 普通徴収に係る場合 第1号様式から第1号様 式の3まで、第1号様式の8及び第5号様式の2 イ 申告納付に係る場合 第1号様式の2、第1号
 - 様式の8、第5号様式の2及び第61号様式
 - (2) 条例第2条第4号の納入書 第1号様式の2、 第1号様式の8、第5号様式の2及び第61号様式
 - (3) 条例第2条第5号の納税通知書 第1号様式の 3

(徴税吏員等の証票)

第2条の3 条例第4条に規定する規則で定める証票は、 県税の賦課徴収に関する調査のため質問し、又は検査 を行う場合にあっては第1号様式の5、県税に関する

反則事件の調査を行う場合にあっては第1号様式の6 のとおりとする。

(納税管理人の申告書等)

- 第2条の4 条例第21条第1項に規定する規則で定める 申告書は、第1号様式の7のとおりとする。
- 2 条例第21条第1項に規定する規則で定める申請書は、 第1号様式の8のとおりとする。
- 3 条例第21条第 2 項に規定する規則で定める申請書は、 第 1 号様式の 9 のとおりとする。

(督促状)

第2条の3 条例第12条第1項に規定する規則で定める 督促状は、第1号様式の4のとおりとする。

(納税管理人の申告書等)

- 第2条の4 条例第14条第1項に規定する規則で定める 申告書は、第1号様式の5のとおりとする。
- 2 条例第14条第1項に規定する規則で定める申請書は、 第1号様式の6のとおりとする。
- 3 条例第14条第2項に規定する規則で定める申請書は、 第1号様式の7のとおりとする。

(納税証明書)

- 第3条 県税事務所長(以下「所長」という。)は、条 例第16条第1項の規定による請求書の提出があった場合においては、第1号様式の8による納税証明書を交付しなければならない。
- 第4条 条例第16条第3項第3号に規定する規則で定める融資制度は、次のとおりとする。
 - (1) 鳥取県中小企業設備資金貸付規則(昭和39年鳥取県規則第55号)に基づく融資
 - (2) 鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則(昭和 41年鳥取県規則第10号)に基づく融資
 - (3) 鳥取県特別金融対策資金貸付規則(昭和41年鳥取県規則第11号)に基づく融資
 - (4) 鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則(昭和63年鳥取県規則第31号)に基づく融資
 - <u>(5)</u>略
 - (6) 略
 - (7)略
 - (8)略
 - (9)略
 - (10) 観光施設、レクリエーション施設等の整備を行う者が、県の他の制度に基づく融資(第5号に係る

(督促状)

第2条の5 条例第25条に規定する規則で定める督促状 は、第1号様式の10のとおりとする。

(納稅証明書)

- 第3条 県税事務所長(以下「所長」という。)は、条 例第28条の2第1項の規定による請求書の提出があった場合においては、第1号様式の11による納税証明書を交付しなければならない。
- 第4条 条例第28条の2第3項第3号に規定する規則で 定める融資制度は、次のとおりとする。
 - (1) 中小企業近代化資金等助成法(昭和31年法律第 115号)に基づく融資
 - (2) 鳥取県中小企業設備資金貸付規則(昭和39年10 月鳥取県規則第55号)に基づく融資
 - (3) 鳥取県中小企業経営健全化資金貸付規則(昭和 41年4月鳥取県規則第10号)に基づく融資
 - (4) 鳥取県特別金融対策資金貸付規則(昭和41年<u>4</u> 月鳥取県規則第11号)に基づく融資
 - (5) 鳥取県中小企業高度化資金等貸付規則(昭和63年3月鳥取県規則第31号)に基づく融資
 - (6) 略
 - (7)略
 - (8) 中小企業者等が行う保育施設、体育施設その他の福利厚生施設の設置に要する資金に対する融資
 - (9)略
 - (10) 略
 - (11) 略
 - (12) 観光施設、レクリエーション施設等の整備を行 う者が、県の他の制度に基づく融資(第6号に係る

ものを除く。)を受けないで行うこれらの施設の整備に要する資金に対する融資

(11) 略

- (12) 略
- (13) 企業体質の強化又は経営の安定のため中小企業 者が行う施設の整備等に要する資金に対する融資
- (14) 境港輸入促進地域内の工業団地等において輸出 入品を取り扱う製造業者等が行う事業所の新設等に 要する資金に対する融資
- (15) 個人又は中小企業者が県内において創業するために要する資金に対する融資
- (16) 小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和31年 法律第115号)第2条第1項に規定する小規模企業 者等が創業又は経営基盤の強化のために行う設備の 導入に要する資金に対して財団法人鳥取県産業振興 機構が行う融資
- (17) 創造的な事業活動を行う中小企業者が行う研究 開発等に要する資金に対する融資

(徴税吏員等の証票)

第4条の2 条例第17条に規定する規則で定める証票は、 県税の賦課徴収に関する調査のため質問し、又は検査 を行う場合にあっては第1号様式の9、県税に関する 犯則事件の調査を行う場合にあっては第1号様式の10 のとおりとする。

(口座振替<u>又は自動払込み</u>の方法による個人の事業税等の納付)

第14条の2 個人の行う事業に対する事業税又は自動車税を地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第155条の規定による口座振替の方法又は同令第155条の2の規定による郵便振替(自動払込みの取扱いに関する省令(昭和57年郵政省令第6号)第1条に規定する自動払込みによるものに限る。)の方法によって納付しようとする者は、第11号様式の4による県税納付書送付依頼書兼県税口座振替(自動払込み)依頼書を課税地を管轄する所長又は指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関(以下「指定金融機関等」という。)若しくは収納代理郵便官署に提出しなければならない。

第22条 略

2 略

3 出納員は、条例第6条第2項の規定により現金を収納したとき又は第1項の規定により現金引継を受けたときは、第20号様式による現金出納簿にこれを記載し、第19号様式の4による払込書により当該収納若しくは引継のあった日又はその翌日現金を指定金融機関に払い込まなければならない。

ものを除く。)を受けないで行うこれらの施設の整備に要する資金に対する融資

(13) 略

(14) 略

(口座振替の方法による個人の事業税等の納付)

第14条の2 個人の行う事業に対する事業税又は自動車税を地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第155条の規定による口座振替の方法によって納付しようとする者は、第11号様式の4による県税納付書送付依頼書兼県税口座振替依頼書を課税地を管轄する所長又は指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関(以下「指定金融機関等」という。)に提出しなければならない。

第22条 略

2 略

3 出納員は、条例第9条第3項の規定により現金を収納したとき又は第1項の規定により現金引継を受けたときは、第20号様式による現金出納簿にこれを記載し、第19号様式の4による払込書により当該収納若しくは引継のあった日又はその翌日現金を指定金融機関に払い込まなければならない。

第23条 削除

(災害等による期限の延長に関する手続)

- 長の申請書を受理したときは、速やかに、その認否を 決定し、延長を認めないときはその旨を、延長を認め たときは次に掲げる事項を本人に通知しなければなら ない。
- (1) 延長を認めた税目
- (2) 年度、期別又は月別及び書類の名称又は税額
- (3) 延長を認めた期限
- (4) その他知事が必要であると認める事項

(滞納整理票)

- 第28条の2 所長は、条例第12条の規定により督促状を 発付するときは、第25号様式の3による滞納整理票を 併せて調製しなければならない。
- 2 所長は、徴税吏員に滞納に係る徴収金を徴収させよ うとするときは、その吏員に前項の滞納整理票を交付 しなければならない。

(公示送達書)

第29条 条例第13条の規定による公示送達は、第26号様 │第29条 条例第20条の規定による公示送達は、第26号様 式による公示送達書を掲示してするものとする。

(滞納整理票)

- 第23条 所長は、条例第25条の規定により督促状を発付 するときは、第22号様式による滞納整理票をあわせて 調製しなければならない。
- 2 所長は、徴税吏員に滞納にかかる徴収金を徴収させ ようとするときは、その吏員に前項の滞納整理票を交 付しなければならない。

(災害等による期限の延長に関する手続)

- 第28条 所長は、条例第7条第3項の規定による期限延 │第28条 所長は、条例第23条第3項の規定による期限延 長の申請書を受理したときは、すみやかに、その認否 を決定し、延長を認めないときはその旨を、延長を認 めたときは次の各号に掲げる事項を本人に通知しなけ ればならない。
 - (1) 延長を認めた税目、期(月)別及び税額又は書 類の名称
 - (2) 延長を認めた期限
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、知事において必要 があると認める事項

(公示送達書)

式による公示送達書を掲示してするものとする。

(個人の県民税の賦課徴収等に関する報告)

- 第35条 条例第37条第1項の規定による市町村長の報告 は、第50号様式による報告書でしなければならない。
- 2 条例第37条第2項及び第3項の規定による市町村長 の報告は、第51号様式による報告書でしなければなら ない。
- 3 条例第37条第5項の規定による市町村長の報告は、 第52号様式による報告書でしなければならない。
- 4 条例第38条の規定による市町村長の報告は、第53号 様式による報告書でしなければならない。

(個人の県民税に係る徴収金の払込書)

第35条 条例第37条に規定する払込書は、第50号様式の │第35条の2 条例第37条の2に規定する払込書は、第53 号様式の2のとおりとする。

(個人の県民税に係る徴収金の払込書)

とおりとする。

(個人の県民税の賦課徴収等に関する報告)

- 第35条の2 条例第38条第1項の規定による市町村長の 報告は、第51号様式による報告書でしなければならな い。
- 2 条例第38条第2項及び第3項(個人の県民税の賦課 徴収状況に係る部分に限る。) の規定による市町村長 の報告は、第52号様式による報告書でしなければなら ない。
- 3 条例第38条第4項の規定による市町村長の報告は、 第53号様式による報告書でしなければならない。
- 4 条例第39条の規定による市町村長の報告は、第53号 様式の2による報告書でしなければならない。

(法人等の県民税に係る更正及び決定に関する通知書) は、第53号様式の3のとおりとする。

(利子割に係る更正及び決定に関する通知書)

は、第53号様式の4のとおりとする。

(法人の事業税に係る更正及び決定に関する通知書) 第37条の2 条例第63条に規定する規則で定める通知書 は、第53号様式の3のとおりとする。

(不動産の価格等の通知)

第38条 法第73条の21第3項の規定による不動産の価格 を決定した場合の通知は、第56号様式による通知書で しなければならない。

第39条 条例第86条の規定による固定資産課税台帳に登 │第39条 条例第66条の2の規定による固定資産課税台帳 録された不動産の価格等の通知は、第57号様式による 通知書でしなければならない。

(更正及び決定に関する通知書)

第39条の2 条例第123条に規定する規則で定める通知 書は、第57号様式の2のとおりとする。

(等級決定の通知)

第40条 所長は、条例第126条第2項の規定により等級 を決定したときは、第58号様式による通知書でその旨 を通知しなければならない。

(特別徴収義務者の証票)

第41条 条例第130条第3項に規定する証票は、第59号 様式のとおりとする。

(納入申告書)

(法人等の県民税に係る更正及び決定に関する通知書) 第35条の3 条例第44条に規定する規則で定める通知書 |第35条の3 条例第43条第1項に規定する規則で定める 通知書は、第53号様式の3のとおりとする。

(利子割に係る更正及び決定に関する通知書)

第35条の4 条例第52条に規定する規則で定める通知書 │第35条の4 条例第45条の8第1項に規定する規則で定 める通知書は、第53号様式の4のとおりとする。

> (法人の事業税に係る更正及び決定に関する通知書) 第37条の2 条例第55条第1項に規定する規則で定める 通知書は、第53号様式の3のとおりとする。

(不動産の価格等の通知)

第38条 条例第66条の規定による不動産の価格の通知は、 第56号様式による通知書でしなければならない。

に登録された不動産の価格等の通知は、第57号様式に よる通知書でしなければならない。

(更正及び決定に関する通知書)

第39条の2 条例第76条の7第1項に規定する規則で定 める通知書は、第57号様式の2のとおりとする。

(等級決定の通知)

第40条 所長は、条例第79条第2項の規定により等級を 決定したときは、第58号様式による通知書でその旨を 通知しなければならない。

(特別徴収義務者の証票)

第41条 条例第82条第3項に規定する証票は、第59号様 式のとおりとする。

(納入申告書)

第42条 条例第131条第1項に規定する規則で定める納 │第42条 条例第87条第1項に規定する規則で定める納入

入申告書は、第60号様式のとおりとする。

(更正及び決定に関する通知書)

第43条 条例第133条に規定する規則で定める通知書は、 第61号様式のとおりとする。

(証明書の交付)

第50条 所長は、道路運送車両法(昭和26年法律第185 号)第97条の2第1項の規定によって自動車の所有者 が現に当該自動車に係る自動車税を滞納していないこ と、条例第8条の規定により自動車税の減免を受けた こと、法第146条第1項若しくは条例第136条若しくは 第137条の規定により自動車税を課税しないこととさ れていること又は滞納に係る自動車税について天災そ の他やむを得ない事由があることを証する証明書の交 付を申請したときは、第64号様式による証明書を交付 しなければならない。

2 及び3 略

(納税済印)

第50条の2 条例第143条に規定する規則で定める納税 済印は、第64号様式の3のとおりとする。

(納税済印)

第52条 条例第180条に規定する規則で定める納税済印 は、第66号様式のとおりとする。

(更正、決定等に関する通知書)

第53条 条例第184条に規定する規則で定める通知書は、 第67号様式のとおりとする。

第2節 軽油引取税

申告書は、第60号様式のとおりとする。

(更正及び決定に関する通知書)

第43条 条例第90条第1項に規定する規則で定める通知 書は、第61号様式のとおりとする。

(証明書の交付)

第50条 所長は、道路運送車両法(昭和26年法律第180 号)第97条の2第1項の規定によって自動車の所有者 が現に当該自動車に係る自動車税を滞納していないこ と、法第146条第1項、条例第109条の2若し6くは第1 16条の規定により自動車税を課税しないこととされて いること、第116条の2の規定により自動車税の減免 を受けたこと又は滞納に係る自動車税について天災そ の他やむを得ない事由があることを証する証明書の交 付を申請したときは、第64号様式による証明書を交付 しなければならない。

2 及び3 略

(納税済印)

第50条の2 条例第113条の3に規定する規則で定める 納税済印は、第64号様式の3のとおりとする。

(納税済印)

第52条 条例第135条の11に規定する規則で定める納税 済印は、第66号様式のとおりとする。

(更正、決定等に関する通知書)

第53条 条例第135条の16第1項に規定する規則で定め る通知書は、第67号様式のとおりとする。

第2節 軽油引取税

(免税軽油の引取り等に係る報告書の提出期限)

- 第54条 条例第148条に規定する特別な事情があると認 められる者は、次のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 交付を受けた免税証の数量を当該免税証の有効 期間の月数(有効期間に1月に満たない期間が生じ るときは、その期間を1月として計算する。)で除 した数量が2,000リットル以下となる者
 - (2) 国又は地方公共団体の機関の長及びこれらに準 ずる者
 - (3) 免税軽油の使用に係る業務の特殊性等により毎 月報告することが困難であると認められる者
- 2 条例第148条に規定する規則で定める期限は、次の とおりとする。
 - (1) 新たな免税証の交付申請の日の属する月の前月 の末日までの期間に係る報告書については、当該交 付申請の日

- (2) 免税証の有効期間の末日から2月を経過する日 の属する月の末日までの期間に係る報告書(前号に 掲げるものを除く。)については、当該免税証の有 効期間の末日から3月を経過する日の属する月の末 日
- (3) 免税証の有効期間の末日から2月を経過する日の属する月後の各月の初日から末日までの期間に係る報告書(第1号に掲げるものを除く。)については、その月の翌月の末日

(免税軽油に係る承認書等)

- 第54条 条例第199条第 2 項に規定する規則で定める承認書は、第70号様式のとおりとする。
- 2 条例第199条第 3 項に規定する規則で定める申請書 は、第71号様式のとおりとする。

(免税軽油の引取り等に係る報告書の提出期限)

- 第56条 条例第200条に規定する特別な事情があると認められる者は、次のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 交付を受けた免税証の数量を当該免税証の有効期間の月数(有効期間に1月に満たない期間が生じるときは、その期間を1月として計算する。)で除した数量が2,000リットル以下となる者
 - (2) 国又は地方公共団体の機関の長及びこれらに準ずる者
 - (3) 免税軽油の使用に係る業務の特殊性等により毎月報告することが困難であると認められる者
- 2 条例第200条に規定する規則で定める期限は、次の とおりとする。
- (1) 新たな免税証の交付申請の日の属する月の前月 の末日までの期間に係る報告書については、当該交 付申請の日
- (2) 免税証の有効期間の末日から2月を経過する日の属する月の末日までの期間に係る報告書(前号に掲げるものを除く。)については、当該免税証の有効期間の末日から3月を経過する日の属する月の末日
- (3) 免税証の有効期間の末日から2月を経過する日の属する月後の各月の初日から末日までの期間に係る報告書(第1号に掲げるものを除く。)については、その月の翌月の末日

(還付申請書)

第56条 条例第150条第2項に規定する規則で定める還付申請書は、第70号様式のとおりとする。

(免税軽油に係る承認書等)

第57条 条例第151条第**2**項に規定する規則で定める承認書は、第71号様式のとおりとする。

(還付申請書)

第57条 条例第203条第2項に規定する規則で定める還 付申請書は、第71号様式のとおりとする。

(更正、決定等に関する通知書)

第61号様式のとおりとする。

様式目次

1 通則関係

第1号様式~第1号様式の3 略

第1号様式の4その1 督促状・納付(納入)書(一般)

その2 自動車税督促状

その3 督促状(自動車税(証紙徴収の 方法によって徴収することができ ない場合)自動車取得税(更正、 決定)、狩猟者登録税・入猟税 (普通徴収))

第1号様式の5 略

第1号様式の6略

第1号様式の7略

第1号様式の8 略

第1号様式の9 徴税吏員証

第1号様式の10 検税吏員証

2 賦課徴収関係

第2号様式~第11号様式の3略

(自動払込み)依頼書

第12号様式~第20号様式 略

第21号様式及び第22号様式 削除

第23号様式~第25号様式の2 略

第25号様式の3 滞納整理票

第26号様式~第45号様式 略

3 県民税関係

2 条例第151条第3項に規定する規則で定める申請書 は、第70号様式のとおりとする。

(更正、決定等に関する通知書)

第58条 条例第205条に規定する規則で定める通知書は、│第58条 条例第153条第1項に規定する規則で定める通 知書は、第61号様式のとおりとする。

様式目次

1 通則関係

第1号様式~第1号様式の3 略

第1号様式の4 削除

第1号様式の5 徴税吏員証

第1号様式の6 検税吏員証

第1号様式の7略

第1号様式の8 略

第1号様式の9 略

第1号様式の10その1 督促状・納付(納入)書(一般)

その2 自動車税督促状

その3 督促状(自動車税(証紙徴収の 方法によって徴収することができ ない場合) 自動車取得税(更正、 決定)、狩猟者登録税・入猟税 (普通徴収))

第1号様式の11 略

2 賦課徴収関係

第2号様式~第11号様式の3略

第11号様式の4 県税納付書送付依頼書兼県税口座振替 第11号様式の4 県税納付書送付依頼書兼県税口座振替 依頼書

第12号様式~第20号様式 略

第21号様式 削除

第22号様式 滞納整理票

第23号様式~第25号様式の2 略

第26号様式~第45号様式 略

3 県民税関係

第46号様式~第49号様式 略

第50号様式 払込書

第51号様式 略

第52号様式 略

第53号様式 略

第53号様式の2略

第53号様式の3及び第53号様式の4略

4~10 略

11 軽油引取税関係

第68号様式及び第69号様式 略

第70号様式 軽油引取税納入免除・還付承認書 第71号様式 軽油引取税納入免除・還付申請書 第46号様式~第49号様式 略

第50号様式 略

第51号様式 略

第52号様式 略

第53号様式 略

第53号様式の2 払込書

第53号様式の3及び第53号様式の4略

4~10 略

11 軽油引取税関係

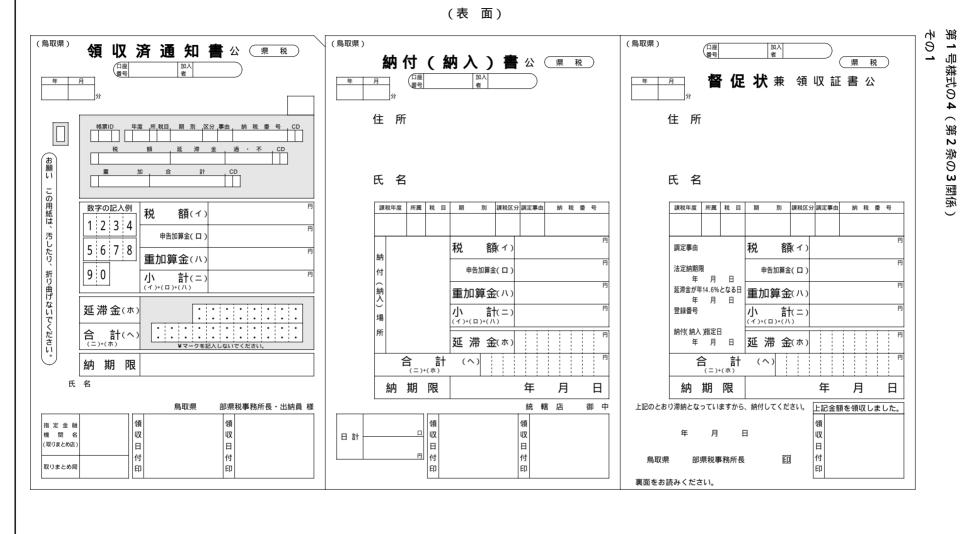
第68号様式及び第69号様式 略

第70号様式 軽油引取税納入免除・還付申請書 第71号様式 軽油引取税納入免除・還付承認書

第2条 鳥取県税条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1号様式の3その1及びその2中「第46条」を「第54条」に改め、同様式その3及びその4中「第61条」 を「第76条」に改め、同様式その6及びその7中「第109条」を「第135条」に改め、同様式その8中「第109 条」を「第135条」に、「第113条の4」を「第142条第3項」に、「第24条第2項」を「第9条第2項」に改め、 同様式その9中「第118条」を「第147条」に改め、同様式その10中「第129条」を「第159条」に改める。

第1号様式の4を次のように改める。



7

(裏面)

完納された後、この状が届いた場合は、行き違いですのであしか らず御了解ください。

<お知らせ>

- 1 督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納さ れないときは、滞納処分を受けることになります。
- 2 この督促状について不服がある場合は、督促状を受け取った日 の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定に よって知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なる べく県税事務所長を経由して提出してください。
- 3 延滞金について

納期限後に県税を納められる場合において税額が(1,000円未 満の端数があるとき又はその全額が2.000円未満であるときは、 その端数金額又はその全額を切り捨てる。) に対し、年14.6パー セント(次に掲げる税額のそれぞれの期間については年7.3パー セント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時に おける公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3 パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセ ントの割合を加算した割合))の割合をもって、納期限の翌日か ら納められる日までの日数により計算した金額に相当する延滞金 額(100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であ るときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。) を当該税 額に加算して納めてください。

- (1) 申告して納付又は納入すべき税金に係るもの
- ア 納期限後に申告納付又は申告納入する税額 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間
- イ 更正又は決定による不足税額 当該不足税額の納期限までの期間又はその納期限の翌日か ら1月を経過する日までの期間
- (2) 納税通知書により告知された税額に係るもの 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

その2

(表面)

(鳥取県)

自 車 税 動 督 促 状

樣

年		度	登	録	番	号	納	税	番	号
		年度								
税		額								円
納	期	限						年	月	日
延滞金が年	14.6パーセン						年	月	日	

あなたの自動車税が上記のとおり未納となっておりますので、直ちに納めてください。

年 月 日

鳥取県 部県税事務所長 印

この督促状を受け取られたときまでに納付しておられましたら、行き違いですので、あしからず御了 承ください。

裏面をお読みください。

(裏 面)

<おしらせ>

- 1 督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けること になります。
- 2 この督促状について不服がある場合は、この督促状を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、 行政不服審査法第4条の規定によって知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県 税事務所長を経由して提出してください。
- 3 延滞金は、納期限までに税金を完納しないときに、その翌日から完納の日までの日数に応じ、年14.6 パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該 期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した 割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割 合))の割合で計算されます。

印

その3

(表面)

	(納和	市 郡 税者の氏名		Ţ ₹	様		
第	号			督	促	状	
	年度	税	目			納期	₹
税	額						円
	加算金				円	加算金	円
延	滞金	又はその 対し、年 ト(当該 ントの割	全額が 14.6が 期間の 合をが	が2,000円未満 パーセント(の属する各年(加算した割合	が年7.3パーセ	その端数金額 までの!)日を経過する明	(1,000円未満の端数があるとき 又はその全額を切り捨てる。)に 期間については、年7.3パーセン 寺における公定歩合に年4パーセ 詩たない場合は、当該公定歩合に た金額
上	記のとおり	リ滞納とな [。] 年 月	ってい E	_	至急納付してく	ださい。	

(備考) この督促状は、自動車税(証紙徴収の方法によって徴収することができない場合に限る。) 自動車取得税(更正又は決定による場合に限る。)並びに狩猟者登録税及び入猟税(普通徴収の方法により徴収する場合に限る。)に係る督促について使用すること。

部県税事務所長

鳥取県

(裏 面)

納 付場 所

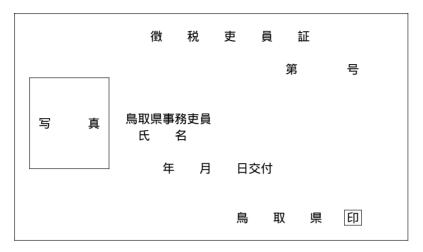
<おしらせ>

- 1 督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、財産の差押えを受けなければならないことになります。
- 2 この督促状について不服がある場合は、この督促状を受けとった日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定によって知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

第1号様式の5及び第1号様式の6を削る。

第1号様式の7中「第21条第1項」を「第14条第1項」に改め、同様式を第1号様式の5とし、第1号様式 の8中「第21条第1項」を「第14条第1項」に改め、同様式を第1号様式の6とし、第1号様式の9中「第21 条第2項」を「第14条第2項」に改め、同様式を第1号様式の7とし、第1号様式の10を削り、第1号様式の 11を第1号様式の8とし、同様式の次に次の2様式を加える。

第1号様式の9(第4条の2関係)



第1号様式の10(第4条の2関係)



第5号様式の2その1及びその2中「第46条」を「第54条」に改める。 第11号様式の4を次のように改める。

第11号様式の4(第14条の2関係)

(表 面)

県税納付書送付依頼書兼県税口座振替(自動払込み)依頼書

鳥取県	部県税事務所長		樣
	銀行・金庫	本店・支店	
	農協・漁協	本所・支所	樣
	郵便局		

年 月 日

県税の納付に当たり、次のとおり依頼します。

- 1 県税事務所が発付する下記に関する納付書は、取扱金融機関又 は郵便局に送付してください。
- 2 取扱金融機関又は郵便局に納付書が送付されたときは、裏面約 定に基づき、下記の指定預金口座等から県の歳入金に振り替えて ください。
- 3 納期の最終日を振替日としてください。

金融機関経由(確認)印

記

<i>\</i> → 5⊑	〒	電話番号
住 所		()
(所 在 地)		
(ふりがな)		取 扱 税 目
氏 名		
(名 称)		1 自動車税
代表者名	(役職名)	2 個人事業税
法人の場合のみ記入してください。		振替開始日
(NOCYREVI.)		│ ─ 平成 年 月 日
(ふりがな) 口 座 名 義	(届出印)	以降に納期が到来するもの。

	銀行、釘	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	口座	座番号(右詰めで記入)							預金の種類					
指定預	協又は漁	魚協を指								1普通	2 当座	3 別段	4納税準備	9 その他		
金	圧9 句点	あロ ロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						- !								
並	郵便局	種目コ	ード	通帳	記号					通帳番	号(右詰	めで記ん	λ)			
座等	を指定する場合	166		1				0	Ø							

契約種別 35	振込先口座番号	01480-0-960080	振込先加入者名 鳥 取 県
A = 1,144,000 — 1,0			1
金融機関コード			

(裏面)

定 約

貴店が県税事務所から納付書の送付を受けたときは、振替日に納付書に記載の金額を指定預金 口座から払い出して、県の歳入金に振り替えてください。

この指定預金口座等の払出しに当たっては、当座勘定取引約定書の規定、普通預金規定、納税 準備預金規定等にかかわらず、小切手の振出し又は普通預金払戻請求書及び普通預金通帳、納税 準備預金払戻請求書及び納税準備預金通帳若しくは払戻し金受領証及び貯金通帳の提出をしない こととします。

指定預金口座等の残高が振替日において納付すべき金額に満たないときは、納付書を県税事務 所に返却してください。

第21号様式及び第22号様式を次のように改める。

第21号様式及び第22号様式 削除

第25号様式の2の次に次の1様式を加える。

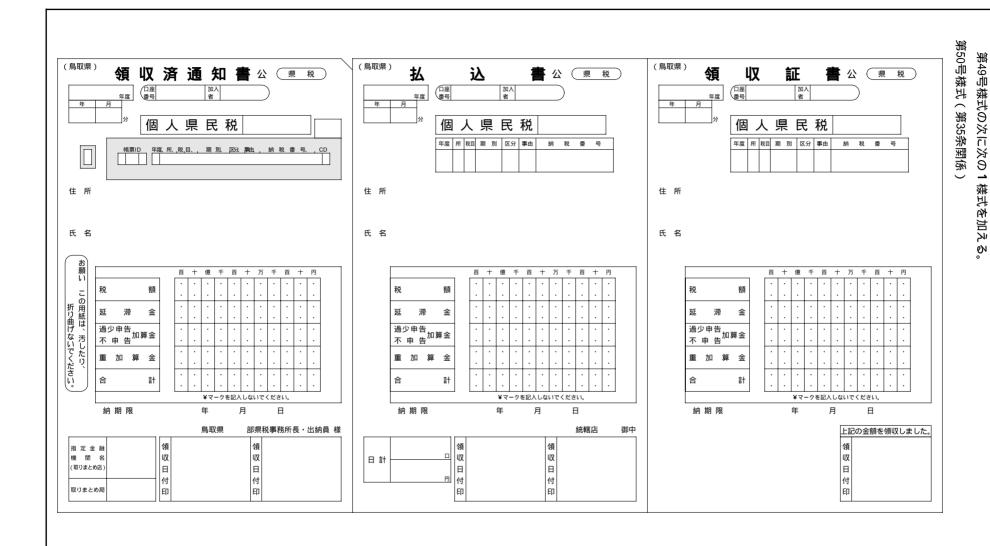
															付							
	滞	納	虫	<u>¥</u>	理	票						果 兑	税	. 1	Ŧ	度目						
					(鳥	取県	部	県和	兑事務	所)	4	内	税		番 ====	号						_
あ ⁻	て名番	号									į	果	税	. [期 間 ×	分						
			`									周 去 定	定	纳期	事 限	由 等						
(17/11	在地・	座写	<i>)</i>	1							4	内		期		限						_
											_	周 2 申	Ē	<u>年</u> 告	月	日日日						
														4.6% 	となる 曲	間						_
				_							3	正 滞	金	控『	余 期	間						_
					*	_{##} (利	· 割))	督 促	状	発	付 額	i		定	Į.	額	減	額	後	の	客
					本 —— 延	^祝 (♯ 滞	(唐															
					過	•		r F														
				J -		重_ 計																
納年	付(入 月	.)	本収納	文字百	川又名由	税土这种	. 延 i 日数		流文部			金			下申告: 収納			重収納	加		算加土	交交
+		Н	4人利力/	月업只	4人利力.	个归的	I LIXX	42.5	17/月 65	17	M7/N	/月 賀	42.5	77/月 谷只	42.20	小川部	R 4.	人间7.	月旬	42;		归台
										(裏	面)											
				段	ß	当 施	: 行年	月	日才	旨玩	三斯	限	F	段	階	施行	ī 年	月	日	指	定	期
滞	納	整 耳	里 1	督	促	状	•	•		•		•	5	差押	予告	•		•			•	•
			\vdash	_	1 次催	_	•	•		•		•		差	押			•			•	_•
(8	3段階7	方式)	-	+	2 次催	_	•	•		•		•			予告	•		•	\dashv		•	•
				· AI/J	税勧	奨	•	•				•	8	換価	処分	•		•			•	
年	月	日					記							事					捾	5		
~~~	<b>~~~</b>	~~	٠٠٠٠	~~	····	<b>~~~</b>	····	~~	~~~	~~	<b>~~</b>	~~~	<b>~~</b>	····	····	····	~~	<b>~~</b>	٠	~~	<b>~~</b>	~~
	~~~	~~	$\sim$	~~	····	~~~	····	~~	~~~	~~	~~	~~~	~~	····	····	····	~~	~~	$\sim$	~~	<b>~~</b>	~
~~~ 													_									

第53号様式の2を削り、第53号様式中「第35条関係」を「第35条の2関係」に改め、同様式を第53号様式の2とする。

第52号様式中「第35条関係」を「第35条の2関係」に改め、同様式を第53号様式とする。

第51号様式中「第35条関係」を「第35条の2関係」に改め、同様式を第52号とする。

第50号様式中「第35条関係」を「第35条の2関係」に改め、同様式を第51号様式とする。



第53号様式の3中「第35条の3」の次に「、第37条の2」を加え、「第43条」を「第44条」に、「第55条」を 「第63条」に改める。

第53号様式の4中「第45条の8」を「第52条」に改める。

第56号様式中「及び鳥取県条例第66条」を削る。

第57号様式中「第66条の2」を「第86条」に改める。

第58号様式中「第79条第2項」を「第126条第2項」に改める。

第70号様式及び第71号様式を次のように改める。

第70号様式(第54条関係)

	納入免除 軽油引取税 承認書 還 付											
免税軽油	住	所			販売業者	住	所					
使 用 者	氏名	以は名称			蚁 冗 耒 白	氏名	名又は名称					
免税証に記載 れた軽油の数					今回承認さた軽油の数							
上記の免私	兑軽泊	曲使用者は、	. 地方税法第	条第	項の規	定に記	該当する者	であること	を承認する。			
	年	月	Ħ									
					職 氏			名	ED			

第71号様式(第54条、第57条関係)

納入免除

軽油引取税 申請書

還 付

	ı	<b>#</b>	請	金	額									円	
内	升		納入年月	法 第に該			220軽油(			同左に対する	同左による税	既に納入した	免除額 又は還	摘	<b></b>
	年度	月別	日	第 <b>1</b> 項 該 当		<b>4</b> 項 当	第 <b>5</b> 耳	- 1	計	料金額	額	徴収金 の総額	付額	拍	要
				3		立		立	立	円	円	円	円		
訳															
備		考													

上記のとおり鳥取県税条例第

条の規定により申請します。

年 月 日

住 所

申請者

**(1)** 

氏名及び名称

職氏 名 樣

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中第14条の2の改正は、平成13年4月1日から施行 する。

#### (経過措置)

- 2 改正前の鳥取県税条例施行規則(以下「旧規則」という。)の規定によってした手続その他の行為は、この 規則の相当規定によってした手続その他の行為とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づき作成されている用紙は、改正後の鳥取県税条例施行規則の規 定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で使用することができる。

(滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則等の一部改正)

4 次の表の規則名の欄に掲げる規則の同表の条項の欄に掲げる規定中同表の改正前の欄に掲げる字句をそれぞ れ同表の改正後の欄に掲げる字句に改める。

規 則 名	条 項	改 正 前	改 正 後
滞納処分と強制執行等との手続の調整に 関する通知書の様式等に関する規則(昭 和45年鳥取県規則第81号)	第1条	鳥取県税条例(昭和29年 <b>5</b> 月鳥取県条例第26号)	鳥取県税条例(平成13年鳥取県条例第 号)
鳥取県納税貯蓄組合規則(昭和30年鳥取 県規則第30号)	第9条		
鳥取県収入証紙規則(昭和39年鳥取県規 則第17号)	第3条の2	鳥取県税条例(昭和29年 5 月鳥取県条例第26号)第11 3条の 3 後段及び第135条の 11後段	鳥取県税条例(平成13年鳥 取県条例第 号)第143条 後段及び第180条後段
	別表第1の1の(1)	鳥取県税条例(昭和29年5 月鳥取県条例第26号)第28 条の2第3項及び第146条 第2項	鳥取県税条例第16条第3項 及び第197条第2項
	別表第1の	第109条第 <b>1</b> 項	第135条第 <b>1</b> 項
	20(1)	第113条の2第2項	第142条第 <b>2</b> 項
		第135条の2第1項	第167条第 1 項
		第24条	第9条
	別表第1の	第124条	第154条
	20(2)	第154条	第207条

告示

#### 鳥取県告示第213号

次の表の告示名の欄に掲げる告示の規定中同表の改正前の欄に掲げる字句をそれぞれ同表の改正後の欄に掲げる字句に改める。

平成13年 **3**月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

告 示 名	改	正	前	改	正	後		
昭和51年鳥取県告示第310号	鳥取県税条例	(昭和29年	5月鳥取県	鳥取県税条例	၂(平成13	年鳥取県条例		
(鳥取県税条例第8条第3項の規定	条例第26号)	第8条第3	項	第10号)第5条第2項				
に基づく自動車税に係る課税地の指								
定について)								
昭和55年鳥取県告示第750号	鳥取県税条例	(昭和29年	5月鳥取県	鳥取県税条例	削(平成13	年鳥取県条例		
(鳥取県税条例第128条第1項に規	条例第26号)	第128条第	<b>1</b> 項	第10号)第1	58条第 <b>1</b> 項	Į.		
定する関係書類の様式について)								
昭和60年鳥取県告示第421号	鳥取県税条例	(昭和29年	5月鳥取県	鳥取県税条例	削(平成13	年鳥取県条例		
(鳥取県税条例第8条第3項の規定	条例第26号)	第8条第3	項	第10号)第5	条第2項			
に基づく県たばこ消費税に係る課税								
地の指定について)								
	県たばこ消費	税		県たばこ税				
	第71条第 <b>1</b> 項			第115条第 <b>1</b>	項			
平成元年鳥取県告示第442号	鳥取県税条例	(昭和29年	5月鳥取県	鳥取県税条例	၂ (平成13	年鳥取県条例		
(ゴルフ場利用税の税率に係る等級	条例第26号)	第79条第 <b>2</b>	項	第10号)第1	26条第 <b>2</b> 項	Į.		
の決定について)								

# 鳥取県告示第214号

平成12年鳥取県告示第455号(課税免除に関する届出書及び不均一課税適用申請書について)の一部を次のように改める。

平成13年3月28日

鳥取県知事 片 山 善博

第1条 次の表の様式名の欄に掲げる様式中同表の改正前の欄に掲げる字句をそれぞれ同表の改正後の欄に掲げる字句に改める。

様 式 名	改	正	前	改	正	後
様式第1号表面	特定地域の振興	を促進するた	めの県税の課税	特定地域等の振	興を促進する	ための県税の課
	免除及び不均一	課税に関する	条例	税の特例に関す	る条例	
様式第1号別紙	土地の所有者			土地の所在地		
様式第2号	特定地域の振興	を促進するた	めの県税の課税	特定地域等の振	興を促進する	ための県税の課
	免除及び不均一	課税に関する	条例	税の特例に関す	る条例	
様式第3号表面	特定地域の振興	を促進するた	めの県税の課税	特定地域等の振	興を促進する	ための県税の課
	免除及び不均一	−課税に関する	条例	税の特例に関す	る条例	
様式第3号別紙	土地の所有者			土地の所在地		
様式第4号表面	特定地域の振興	を促進するた	めの県税の課税	特定地域等の振	興を促進する	ための県税の課
	免除及び不均一	課税に関する	条例	税の特例に関す	る条例	
樣式第5号表面	特定地域の振興	を促進するた	めの県税の課税	特定地域等の振	興を促進する	ための県税の課
	免除及び不均一	課税に関する	条例	税の特例に関す	る条例	
樣式第6号表面	特定地域の振興	を促進するた	めの県税の課税	特定地域等の振	興を促進する	ための県税の課
	免除及び不均一	課税に関する	条例	税の特例に関す	る条例	

第2条 様式第6号の次に次の1様式を加える。 様式第7号

(表面)

企業立地の促進のための不動産取得税の不均一課税適用申請書

職 氏名 樣

年 月 日

住 所

(法人にあっては、主) したる事務所の所在地 /

氏 名

**(1)** 

(法人にあっては、名) ↓ 称及び代表者の氏名 ∫

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例第10条第1項(第5号)の規定に基づき、 次のとおり不動産取得税の不均一課税の適用を申請します。

申	住 所 法人にあっては、主 たる事務所の所在地						
請	氏 名 法人にあっては、名 称及び代表者の氏名						
	資本の金額						
	事業年度又は年	年	月	日から	年	月	日まで
者		1					

	県内	所		在		地											
	の事 務所	名				称											
	等		D届出 D職日		係る技	旦当							(電	話)			
新	所		在	Ξ		地											
増設	I	場	等	の	名	称											
設	事	業	σ	)	種	類											
備	製		듄	3		名											
		X		5	}	取	得 価 格	( <del>1</del>	千円)	新増	没設備(	の一部	操業年	月日	年	月	日
対	土				地	!				新増	没設備(	の全部	操業年	月日	年	月	日
象 設	建物	及び	その	附層	<b>彰</b>	i				管	轄	税	務	署		税	務署
備	機	械及	<b>え</b> て	) i	長 置	!											
等の	構		築		物												
取	車	5 及	び	運	搬具												
得価	工具	L・器	<b>த</b> 具 7	及び	備品	ı											
格	そ		の		他	!											
		合		言	†												

(裏面)

# 備考

- 1 この申請書は、新増設した設備を事業の用に供することとなった日から30日以内に提出してください。 なお、新増設した設備が複数ある場合には、事業所ごと、かつ、事業の用に供した日を含む事業年度又 は年の異なるごとに、事業の用に供することとなった日のうち最も遅い日から30日以内に提出してください。
- 2 この申請書には、次の書類を添付してください。
- (1)対象設備等の明細書(別紙)
- (2) 事業の概要
- (3) 事務所、事業所の見取図(土地及び建物の配置が明確なもの)
- (4) 不均一課税の適用を受けようとする土地及び建物の詳細な平面図
- (5) 土地及び建物の登記簿謄本(公図の写しを含む。)
- (6) 土地売買契約書及びその代金領収書の写し
- (7) 建築確認申請書の写し
- (8) 建築請負契約書の写し
- (9) 建物の引渡書の写し
- (10) 損益計算書
- (11) 減価償却資産の償却額の計算に関する明細書(法人税法施行規則別表16(1)又は(2))及び償却明細書の写し(個人の場合は、これらに準ずる書類)
- (12) その他必要と認められる関係書類

別紙

# 対象設備等の明細書

# (1) 土地

土地の所在地	旧所有者	取得方法	取得年月日	地目	面 積 (㎡) A	Aの 取得価額 (千円)	Aのうち建 物等の敷地 となった面 積 (㎡) B	Bの土地の 上の建物の 建設着手 年 月 日	Aの登記 年月日
合 計									

# (2) 建物及びその附属設備

建物等の名称	構	造	用	途	延床面積 (㎡)	取得年月日	取得価額(千円)	取得の方法	耐用年数	減価償却開始年 月 日
合 計										

# (3) 機械、装置等

名	称	数	量	取	得	価 (千	額	取	得	年	月	日	耐月	用 年 ( ^全	数(丰)	取得の方法	減価 年	「賞ま 月	印開始 日
																			•
																		•	•
																			•
																			•
																			•

26 平成13年 3 月28日 水曜日 鳥 取 県 公 報 (号外)第32号

-	合 計			

# 備考

- 1 (2)及び(3)については、所得税法施行令第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令第13条第1 号から第7号までに掲げる固定資産について記載すること。
- 2 「構造」、「用途」及び「耐用年数」の欄は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1の構造又 は用途の欄、細目の欄及び耐用年数の欄に掲げる区分に従って記載すること。

附 則

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

(URL:http://wwwl.pref.tottori.jp/)